

近代初期における内陸地域の就業構造……山梨県の事例

村山 研一

(信州大学人文学部)

1. はじめに

本稿においては、内陸地域の近代初期の工業化による産業構造の変化を見るための基礎作業として、山梨県の明治初頭と大正中期の就業構造に関する資料を整理し提示してみたい。日本の人口統計、経済統計は、明治末から大正にかけて、一定の規格で全国データが定期的に作成されるようになり、時系列的な変化を追いかけることが可能になる。明治初年にまでさかのぼると、全国をカバーした統計が単発的に作成され、地方統計も数多く作成されている⁽¹⁾。しかし、明治中期には全国統計は乏しくなり、近代初めの産業構造の変化について、信頼性のある統計を得ることが難しい。就業構成に関連した統計に絞ると、明治の初めに『日本全国職分表』が明治5年から9年まで作成されているが、全国データとしては大正9年の第1回国勢調査までは空白期が続く。しかし、明治12年に国勢調査の試行として、杉亨二により『甲斐国現在人別調』が実施されている⁽²⁾。データとしては山梨県に限定されてしまうが、その後の国勢調査に比肩しうる精度の高い人口調査が行われていることに注目したい。

ここでは、『甲斐国現在人別調』と大正9(1920)年の第1回国勢調査を、出来る限り比較可能な形で再集計し、40年間の就業構造の変化を検討するための資料を作成する。就業者の産業構成については、現行の国勢調査との連続性を意識して組み替えた⁽³⁾。

なお、再集計においては以下の事項に注意を払った。

(1) それぞれの調査の対象範囲。戦前の(正確には1947年までの)国勢調査と戦後の国勢調査では、調査方法が異なっている。戦前は「現在人口」すなわち調査時点に所在する場所で調査され集計されるが、戦後は「常住人口」が採用されており、調査対象は微妙に食い違う。『甲斐国現在人別調』は、後でも述べるように、「現在人口」でもなければ「常住人口」でもない。

(2) それぞれの調査における、「職業」の概念化。第1回国勢調査において、今日の産業分類、職業分類、従業上の地位が混在した形で職業分類が設定されていることはよく知られている。例えば、職業別人口の集計において、業種ごとに設定された「職業小分類」の各々について、更に「業主」、「職員」、「労務者」の三つに区分されて集計が行われている。世界的に見ても、事業所をベースにした「産業」と、個人をベースにした「職業」とが明確に区分されるのは、1923年の「国際労働統計家会議」以降であり⁽⁴⁾、昭和5年の第3回国勢調査以降は両者が明確に区別されているが、第1回調査においては未分離である。

しかし、第1回国勢調査の職業分類が最初に産業種類別に区分を行っているために、今日では産業別就業者数として利用されている。『甲斐国現在人別調』においても事情は変わらず、基本的には「産業」別分類であると考えらる必要がある。

(3) 副業もしくは兼業の扱い方。第1回と第3回の国勢調査では、本業と副業の両方を調査している。『甲斐国現在人別調』においても、職業を記入する欄が二つあり、第二のものは兼業として扱われている。これは戦前の職業調査の特徴とも言えることであり、家業をベースにした多就業状態が一般的であったことを反映しているとともに、産業生成の状態を見るための切り口ともなりうる。しかしながら、本業の扱い方において2つの調査は違いがある。

(4) 就業者と非就業者の境界。今日においては、家事労働は収入を伴わないため就業とされていない。しかし、生業をベースにした経済においては、収入を伴う仕事と収入を伴わない仕事の区別は微妙であり、戦前の調査においてはこの微妙性を表現するために集計に様々な工夫がこらされている。今日の就業概念と、当時の就業概念の差を明確にしつつ現在と比較可能な資料を作成する必要がある。

2. 1920年第1回国勢調査による産業別就業人口

(1) 就業者の範囲

第1回国勢調査の職業別人口を組み換えて再集計するために、まず、「就業者」の範囲を明確にしておきたい。

今日の国勢調査では調査前1週間の状態をもとに「仕事」の有無を尋ねており、「仕事」については次のように説明している。「仕事とは、収入を伴う仕事をいい自家営業（農業や店の仕事など）の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます。」（2000年国勢調査調査票）時間の多少に係わらず収入の伴う仕事をしている場合には「就業者」として取り扱われる。

第1回国勢調査ではどの範囲までを就業と扱っているか。申告書と記入例から「就業」の事実がどのように同定されるかを追ってみよう。申告書は今日と同様に世帯票の形式であり、個人ごとの記入欄が用意されている。住み込みの従業員および来客・宿泊人も同一の申告書に記入する。職業については、「職業ある者は、・・職業の種類及職業上の身分、勤柄を示す様詳細に書き入れること」としか説明していない。しかし職業の記入については、「本業及本業上の地位」と「副業及副業上の地位」の2つの欄が用意されており、2つ以上の職業を持つ者については主な職業を「本業」に、次の主なる職業を「副業」覧に書くとの説明がある。記入の注意を見ると、「本業なき者の内職は、副業の欄に書き入れること」とあり、普段の主要な状態が仕事である者しか「本業者」と扱わない趣旨であろうことが分かる。（このような扱いは昭和5年の第3回国勢調査でも踏襲されている。）さらに「職業なくして、収入ある者は、恩給、手当、地代、小作料、家賃、利子等収入の種類

を本業の欄に書き入れること」と記されており職業とみなしていることが分かる。

このような記入フォームから、どのように職業別人口が集計されるか。職業別人口の集計表を見ると、表側は職業カテゴリーが列挙され、表頭は、「本業者」、「本業なき従属者」、「家事使用人」という3つの世帯員カテゴリーごとに男女別人口が掲示されている。(表1) 「本業なき従属者」(＝無業者)について職業別人口が計算されているのは奇妙に響くが、所属する世帯(より正確には「所属する世帯の世帯主」)の職業カテゴリーごとに無業者がカウントされているということである。「家事使用人」についても同様であり、「主人」の職業カテゴリーが「家事使用人」の属する職業カテゴリーとなっている。

表1 山梨県の男女別、世帯員カテゴリー別人口(1920)

	男性	女性	合計
本業者	172,055	139,730	311,785
本業なき従属者	117,749	148,893	266,642
家事使用人	1,013	4,013	5,026
	290,817	292,636	583,453

大正九年国勢調査報告による。

混乱しやすいことには、職業カテゴリーの中にも「家事使用人」という大分類があり、さらに「無職業」の大分類までも用意されている。世帯員のカテゴリーとしての「家事使用人」と職業カテゴリーとしての「家事使用人」の区別であるが、集計表の注記に「本業者欄ノ家事使用人ハ他ノ世帯ヨリ主人ノ世帯ニ通勤スル者ニシテ、家事使用人ノ欄ハ主人ノ世帯内ニ在ル者ヲ示ス」とあり、「通いの家事使用人」と「住み込みの家事使用人」の違いであることが分かる。ちなみに、住み込みの家事使用人と通いの家事使用人の数は、全国で634,882人および40,425人、山梨県が5,026人および174人であり、住み込みの方が圧倒的に多い。なお、通い職業使用人については「本業者」として集計されているので、「住み込みの家事使用人」という存在が、職業という観点からは、主婦労働にも似た曖昧な扱いを受けていることが分かる。

「無職業」という職業カテゴリーも奇異であるが、「職業なくして収入ある者」に対しては「収入に依る者」という中分類が用意され、それ以外の者(無収入の世帯主)は「無職業」という中分類に入れられる。今日では、いずれも非就業者として扱われることは言うまでもない。

第1回国勢調査の職業別人口を今日の就業者の範囲に合わせるためには、次のような操作が必要になる。

1. 「本業者」から「無職業」を引き、「住み込みの家事使用人」を加える。
2. 「本業なき従属者」のうち副業を持つ者は、今日のパートタイムや内職に相当すると考えられるので、これを就業者の中に加える。

3. 本業が「無職業」の者のうち副業を持つ者は、上記と同一の理由で就業者の中に加える。

第1回国勢調査では、現在地主義をとっているため、旅行中の者は旅行地で調査を受ける。調査日に、本業者が県境を越えて旅行する場合には集計に影響が出る。これを推定する根拠となる数字は特に存在しないが、無視して構わないだろう⁽⁵⁾。

なお、今日では15歳未満の者は就業者を定義する際の範囲外とされる。しかし、『甲斐国現在人別調』においても第1回国勢調査でも、15歳未満でも有職者は有職者として扱われる。第1回国勢調査においては、14歳以下の本業者は山梨県で12,266人であり、全本業者の4%を占めている。ここでは、明治初期と1920年の就業構造を比較することが主目的であるので、15歳未満を就業者からははずしていない。また、副業のみのものについては年齢階級別数字が得られないので、はずすことは不可能でもある。

(2) 産業分類の組み換え

前にも述べたように、第1回国勢調査の「職業分類」を、今日では「産業分類」と読み替える必要がある。上記の様に範囲を定めた就業者について、現在の産業分類に合わせて組み替えを行う。ただし、「本業なき従属者」の兼業集計が産業中分類までしか求められないため、産業中分類を単位として以下のように組み換えた。大分類ごとに列挙する。

1. 「農業」については、中分類「農耕、畜産、蚕業」を大分類に、中分類「林業」を大分類に独立させた。

2. 「水産業」、「鉱業」については、そのまま大分類に移行させた。

3. 「工業」については、中分類「土木建築業」と「瓦斯、電気及天然力利用に関する業」をそれぞれ大分類に独立させた。それ以外はすべて大分類「製造業」とした。

4. 「商業」については、中分類「金融保険業」を大分類に独立させ、中分類「物品賃貸業、預り業」と「旅宿、飲食店、浴場業等」を大分類「サービス業」に組み入れた。中分類「物品販売業」、「媒介周旋業」、「その他の商業」は大分類「卸売業、小売業」に移行させた⁽⁶⁾。

5. 「交通業」については、そのまま大分類「運輸、通信業」に移行させた。

6. 「自由業」については、中分類「陸海軍人」と「官吏、公吏、雇傭」は大分類「公務」に移行させ、残りは大分類「サービス業」に組み入れた。

7. 本業の職業大分類「家事使用人」と世帯員カテゴリー「家事使用人」は、大分類「サービス業」に組み入れた。

8. 職業大分類の「無職業」については就業者からは外したが、副業がある者については就業者とした。ただし、「職業別」就業者数が分からないので「不詳」とした。

表2が現在の産業分類と連続性を持つように組み換えた集計結果である。組み替えは中分類単位で行ったので、小分類まで降ろしたときにずれの出る場合はいくつか存在する。また、現在の産業分類では「不動産業」があるが、1920年の職業別集計では小分類水準にお

表2 1920年山梨県の産業別就業構成

	本業者			本業なき従属者で副業ある者			合計値		
	総計	男	女	総計	男	女	総計	男	女
農業、畜産、蚕業	193,714	105,705	88,009	4,213	126	4,087	197,927	105,831	92,096
林業(狩猟業を含む)	2,437	2,006	431	31	7	24	2,468	2,013	455
漁業	108	102	6	1	1	0	109	103	6
鉱業	426	405	21	3	0	3	429	405	24
建設業	6,336	6,326	10	2	0	2	6,338	6,326	12
製造業	56,049	19,720	36,329	2,407	23	2,384	58,456	19,743	38,713
繊維工業	37,490	5,361	32,129	1,491	9	1,482	38,981	5,370	33,611
瓦斯、電気、天然力利用に関する業	1,248	1,243	5	0	0	0	1,248	1,243	5
卸売業、小売業	18,687	13,552	5,135	245	6	239	18,932	13,558	5,374
金融・保険業	950	874	76	3	0	3	953	874	79
運輸・通信業	5,945	5,669	276	2	0	2	5,947	5,669	278
サービス業	18,579	8,760	9,819	97	0	97	18,676	8,760	9,916
家事使用人	5,133	1,048	4,085	0	0	0	5,133	1,048	4,085
住み込みの家事使用人*1	5,026	1,013	4,013	0	0	0	5,026	1,013	4,013
通いの家事使用人	107	35	72	0	0	0	107	35	72
その他の個人サービス業	5,845	2,219	3,626	82	0	82	5,927	2,219	3,708
専門サービス業*2	6,674	4,956	1,718	11	0	11	6,685	4,956	1,729
その他のサービス業	927	537	390	4	0	4	931	537	394
公務	4,711	4,507	204	0	0	0	4,711	4,507	204
その他の有業者	3,145	1,871	1,274	22	0	22	3,167	1,871	1,296
不詳*3	-	-	-	189	26	163	189	26	163
総計	312,335	170,740	141,595	7,215	189	7,026	319,550	170,929	148,621

大正九年国勢調査報告による。

*1 世帯員カテゴリーで「家事使用人」とあるのは、「住み込みの家事使用人」とした。

*2 「宗教」、「教育」、「医務」、「法務」、「記者・著述者」、「芸術家」を「専門サービス業」と一括した。

*3 本業「無業者」で副業ある者を「本業なき従属者」の欄に入れた。ただし、産業別就業者数が不明なため「不詳」とした。

いても独立していないので⁽⁷⁾、特に設けなかった。「サービス業」については、『甲斐国現在人別調』との比較を考えて下位区分も設定した。このうち「専門サービス業」とあるのは専門職的要素をもつものであり、中分類「宗教に関する業」、「教育に関する業」、「医務に関する業」、「記者、著述業」、「芸術家」をまとめて「専門サービス業」とした。

3. 『甲斐国現在人別調』による産業別就業人口

『甲斐国現在人別調』は杉亨二(統計院大書記官)を中心として実施された調査である。「明治12年12月31日午後12時に現在せる人員」を対象にして行われ、明治15年に報告書が出版されている。この調査は、その後の国勢調査の先駆となる調査となるだけに、調査方針も明確であり、その後との比較でも、データに連続性を確保しやすい。

しかしながら、いくつかの点で曖昧性があり、そこを明確にさせておく必要があるだろう。この調査と国勢調査との調査方法の違いについて見ていこう。

(1) 調査対象者の範囲について

国勢調査の場合、1920年の第1回調査から1947年の第6回臨時調査までが現在地主義がとられ、1950年以降は常住地主義が採用されている。甲斐国現在人別調ではどうなっているか。

甲斐国現在人別調の調査時点は明治12年(1879年)12月31日である。調査対象者については報告書の前書(「人別調人心得並家別表書込雛形」)に次の様な趣旨が記されている。

1. まず、本籍地において居住する者については、居住地(=本籍地)で調査する。
2. 甲斐国内の本籍地から同国内に寄留し、寄留先で所帯を持った者については、居住地(寄留地)で調査する。(「国内ニテ同郡又ハ他郡ニ寄留シ所帯ヲ持チタル人ハ其寄留先ノ地ニテ取調ヘ家別表雛形ニ依リ書出スヘシ・・・其本籍ニテハ取調フルニ及ハス」)
3. 甲斐国内の本籍地から同国内に寄留し、寄留先で所帯を持たない者については、本籍地で調査する。(「雇又ハ稼キ等ノ為メ国内ニテ同国内ニテ同郡又ハ他郡ニ寄留ストイヘトモ出先ニテ所帯ヲ持タル人ハ尚ホ本籍ニテ取調ヘ書出スヘシ」)
4. 他国から甲斐国内に寄留し、寄留先で所帯を持つ者については居住地(寄留地)で調査するが、所帯を持たない者については調査対象としない。(「他国ヨリ寄留シテ所帯ヲ持チタル人モ家別表雛形ニ依リ書出スヘシ尤モ他国ヨリ寄留ストイヘトモ其所帯ヲ持タル人ハ書出スニハ及ハス」)
5. 他国へと一家を挙げて転出(寄留)する者は本籍地にて調査し、調査票には「出寄留」と書き込む。しかし、一部の者が他国で就業する場合には「出寄留」と書き込む必要はない。(「籍ヲ移サスシテ一家ヲ挙テ他国ニ寄留スル人ハ本籍ニテ家別表雛形ニ因リ取調ヘ其住家ノ桁ニ(何国ヘ出寄留)ト書シテ之ヲ分ツヘシ尤モ家主或ハ家族ノ内雇又ハ稼等ノ為

メニ他国ニ滞在スル者ハ出寄留ト書スルニハ及ハス)

一家を挙げて甲斐国内で入寄留する場合には寄留地（居住地）で調査しているが、これについては現行の国勢調査の原則と変わらない。ただし、一家を挙げて他国に出寄留している場合でも調査対象となっており、人口総数については出寄留者数としてカウントされているが、年齢別人口や職業別人口では分別できない。（ただし、職業別人口では「職業不詳」となっている場合が多いと考えられる^⑧。）甲斐国に本籍を持つ者が同国内および同国外において単独で寄留する場合には、本籍地で調査される。前者（国内に寄留）の場合には甲斐国全体で集計する場合には何ら問題はない。後者（国外に寄留）の場合には不在者がカウントされることになる。これとは逆に甲斐国外から甲斐国に単独で寄留している場合には、長期に滞在している者でも調査対象外になってしまう^⑨。このことは、住み込みの従業員数を過小にしてしまうだろう。また、「書込雛形」では明確に書いていないが、集計結果を見ると、調査時点で所在不明の者も本籍地で調査対象者として人口数に含めていることがわかる。

調査結果を以上のカテゴリーに沿ってまとめるならば表3のようになる。

表3 『甲斐国現在人別調』による総人口 (人)

	男	女	合計
総人員	197,663	199,753	397,416
住地に居る者	194,964	198,391	393,355
他国に居る者	781	588	1,369
行方しれざる者	1,296	298	1,594
他国より入寄留	622	476	1,098
現住人口	195,586	198,867	394,453

報告書で「総人員」とされているものの数字から、「他国にいる者」と「行方しれざる者」を引いた数を仮に「現住人口」とした。総人員と「現住人口」を比較すると、後者が約0.75%（男の場合で1%、女の場合で0.5%）、人口が減少する。「現住人口」の定義を今日の「現在人口」もしくは「常住人口」の定義に近づけようとするならば、さらに「単独で他国に寄留した者」を差し引き、「単独で他国から寄留した者」を付け加える必要があるが、これらの数字は調査からは得られない。しかし、両者の数字は大きく異なるとは考えがたいので、数的には相殺すると考えておきたい。

(2) 就業状態の区分について

『甲斐国現在人別調』において、就業の事実と職業はどのように扱われているだろうか。まず、職業については「自身職業ヲ営ム人ハ族籍ヲ論セス男女トモニ其職業ヲ書き載スヘ

シ」としか説明していない。職業の記入については、(1)「一人前」の者とそうでない者、(2)本職とそうでない者、(3)本業と兼業、この3つの軸によって就業の状態がさらに区分されることになる。

第一の「一人前」については、「自分ノ職業ヲ以テ其身ノ衣食ヲ賄ヒ得ル者ヨリ以上ヲ云フ」と説明されている。第二については、職業者以外でも「縫針ヲ為シ機ヲ織リ自宅ノ用ヲ足ス程ノ男女ハ皆之ヲ書き載セ業名ノ肩ニ印ヲ附ケテ本職ノ人ト分ツヘシ」と「書込雛形」には説明しており、職業名に「○」をつけて集計してある。なお「自宅ノ用ヲ足ス程ノ」仕事については、ここでは「余業」という言葉を宛てておく。第三の本業と兼業については、職業を記入する欄が二つ用意しており、「本業ヲ初メニ書シ兼業ヲ次ニ書スヘシ」と説明されているが、第1回国勢調査の場合と違って、内職のみの者は第一欄を空白にするわけではない。

「一人前に足らざる者」の具体的基準については不明確ではあるが、今日のパートタイムなどと同様に、「就業者」のカテゴリーに含めるのに問題はないだろう。人数を見ると、男 2,986 人、女 3,031 人、合計 6,017 人で、女性に偏っているわけではない。ちなみに、「一人前に足らざる者」は、全就業者の 2.3%に過ぎない。

「○」のついた余業的職業についてみると、「○養蚕」、「○縫針」、「○製糸」、「○生糸製造」、「○機織」、「○木綿糸採」、「○綿繰」、「○篠巻戻」、「○麻糸採」の9種しか集計されていない。(なお、兼業の集計欄にはこの他に「○真綿掛」という職種が書かれているが、従事者は女子3人に過ぎない。)養蚕を本業としている者は 18,926 人(うち、男 128 人、女 18,798 人)と多いが⁽¹⁰⁾、「○養蚕」は 21 人ときわめて少ない。同様に「○製糸」、「○生糸製造」、「○綿繰」、「○篠巻戻」、「○麻糸採」も合計で 133 人(全員女性)と少ない。「○機織」、「○木綿糸採」は、それぞれ、1,724 人(女性 1722 人)、3,088 人(女性 3,081 人)と多い。機織を本業とする者は 11,700 人であり、余業はその 20%にも満たないが、木綿糸採は本業が 953 人と3倍以上であり、数の上で余業優位の構造であったことが分かる。最大の余業部門は「○縫針」であり、従業者数が 18,670 人(うち、女が 18,664 人)と多いが、これを本業とする職業カテゴリーは存在していない。

「余業」の性格が問題になるが、「自宅ノ用ヲ足ス程ノ男女」という部分を文字通りに受け取れば、「家事」のカテゴリーに入り、今日の考え方からすれば「収入を伴う仕事」ではないから就業者からははずれてしまう。しかし、それが「内職」としての性格を持つのであれば就業者に含める必要がある。これらの余業部門がすべて自家用であったとは考えにくいので、本稿では後者の考え方をとる。ただ、このような判断とは別に、自給性の強い経済・社会であれば、市場や収入とは無関係であっても、「自宅ノ用ヲ足ス程ノ」仕事をする者を就業者からははずすことには無理があるだろう。

(3) 職業分類とその組み換え

職業についての集計は、まず 17 に大きく区分され、さらに 680 の職業に細分されてい

る。同一内容の職務であっても、事業形態と従業上の地位に応じて職業が細分されているのが一つの特徴である。例えば、養蚕については、「養蚕主」、「養蚕及手伝」、「同雇」、「育蚕社役員及雇」、「〇養蚕」と5種類の「職業」が設定されている。これらの職業を、前節の産業分類と重なるように組み替えを行う。大分類ごとに組み換え方法を記述する。

1. 「農産等に係る業」のうち、「薪採」、「炭焼」、「杣職」、「同日雇」、「漆採」は、「林業（狩猟業を含む）」に組み入れ、「木挽」は「製造業」に組み入れる。それ以外の職種は「農業」とする。

2. 「飲食に係る業」のうち、「川漁」は「漁業」に、「銃猟」は「林業（狩猟業を含む）」に組み入れる。それ以外の職種は「製造業」とする。

3. 「身装に係る業」は、「理髪職」、「同弟子及雇」、「女髪結」、「同下梳」を「サービス業（その他の個人サービス業）」に移し、残りはすべて「製造業」とする⁽¹¹⁾。

4. 「建物等に係る業」については、以下のものを「建設業」とした。「家作大工」、「同弟子」、「左官」、「同弟子及雇」、「瓦屋根葺」、「板及檜皮屋根葺」、「茅屋根葺」、「黒鉄」、「ペンキ塗師」、「土方稼」、「仕事師」⁽¹²⁾。それ以外は「製造業」とした。

5. 「家具等に係る業」、「織物等に係る業」、「其他の製造に係る業」は、すべて「製造業」とする。

6. 「金物に係る業」のうち、「金鉱山主」は「鉱業」とし、それ以外は「製造業」とする。

7. 「商業」のうち、「旅人宿業及手伝」は「サービス業（その他の個人サービス業）」に組み入れ、それ以外はすべて「卸売業、小売業」とする。

8. 「通達融通等に係る業」は次のように組み換える。「銀行頭取」、「同取締役」、「同雇及小使」、「両替屋」、「同雇」、「金貸」、「金銀貸借世話人」、「共盛社役員及雇」、「貸附会社役員」、「補融社役員及雇」、「融通社雇」、「弁達会社雇」、「質渡世及手伝」、「同支配」、「同雇」、以上は「金融・保険業」に組み入れる。⁽¹³⁾「貸家業」は「卸売業、小売業」に⁽¹⁴⁾、「貸家具業」は「サービス業（その他の個人サービス業）」に組み入れる。残余は「運輸・通信業」とする。

9. 「公役等」はすべて「公務」とする。

10. 「宗教に係る業」、「教育に係る業」、「医術に係る業」、「学術等に係る業」はすべて「サービス業（専門サービス業）」とした。

11. 「遊芸等に係る業」は「サービス業（その他のサービス業）」とした。

12. 「其他の業」については、「雇人」、「乳母」、「炊雇」、「水汲雇」、「子守雇」を「サービス業（家事使用人）」、「薬湯業」、「洗湯業及手伝」、「同雇」、「里子預り」を「サービス業（その他の個人サービス業）」、「雑稼」、「雇人口入業」、「諸日雇」を「サービス業（その他のサービス業）」に組み入れた。

「瓦斯、電気、天然力利用に関する業」については該当する職業区分が存在しなかった。なお、「一人前に足らざる者」も、余業的職業も、就業者に含める。

以上のような基準によって、今日の産業分類に近づけた集計結果が表4である。

表4 『甲斐国現在人別調』の組み換え集計結果

	男			女			総計	各部門別構成比		
	一人前の者	一人前に足らざる者	合計	一人前の者	一人前に足らざる者	合計		合計	男	女
農業、畜産、蚕業	109,029	2,581	111,610	80,897	1,387	82,284	193,894	75.1	86.0	64.1
林業(狩猟業を含む)	239	5	244	7	0	7	251	0.1	0.2	0.0
漁業	46	2	48	0	0	0	48	0.0	0.0	0.0
鉱業	1	0	1	0	0	0	1	0.0	0.0	0.0
建設業	1,780	176	1,956	0	0	0	1,956	0.8	1.5	0.0
製造業	4,309	162	4,471	41,727	1,582	43,309	47,780	18.5	3.4	33.7
うち織物等	632	16	648	21,476	1,101	22,577	23,225	9.0	0.5	17.6
製糸関係	69	0	69	4,180	343	4,523	4,592	1.8	0.1	3.5
織物関係	24	2	26	11,519	455	11,974	12,000	4.6	0.0	9.3
うち副業的就業	14	1	15	23,014	586	23,600	23,615	9.1	0.0	18.4
○織物等	8	1	9	4,713	223	4,936	4,945	1.9	0.0	3.8
○縫針	6	0	6	18,301	363	18,664	18,670	7.2	0.0	14.5
卸売業、小売業	6,079	19	6,098	1,460	4	1,464	7,562	2.9	4.7	1.1
金融・保険業	219	0	219	1	0	1	220	0.1	0.2	0.0
運輸・通信業	1,682	17	1,699	234	0	234	1,933	0.7	1.3	0.2
サービス業	2,661	24	2,685	1,058	58	1,116	3,801	1.5	2.1	0.9
家事使用人	40	11	51	624	57	681	732	0.3	0.0	0.5
その他の個人サービス業	374	3	377	245	0	245	622	0.2	0.3	0.2
専門サービス業	2,129	10	2,139	154	1	155	2,294	0.9	1.6	0.1
その他のサービス業	118	0	118	35	0	35	153	0.1	0.1	0.0
公務	734	0	734	4	0	4	738	0.3	0.6	0.0
総計	126,779	2,986	129,765	125,388	3,031	128,419	258,184	100.0	100.0	100.0

『甲斐国現在人別調』による。調査時点は明治12年12月31日。

4. 山梨県の就業状態：明治12年と大正9年

(1) 就業者数の変化

明治12年の山梨県の人口は394,453人、41年後の大正9年には583,453人であり、人口は約48%増加している。同期間の日本人口の増加率は約53%であるので、ほぼ平均並に増加していったことが分かる。他方、就業人口は258,184人が319,550人になっており、増加率は24%に過ぎない。就業者の増加率は人口の増加率の半分に過ぎないのである。

部門別に就業者数の変化を見ると、農業就業者数はあまり変わっていない。明治末からの統計数字によって、戦前の農家数と農業就業者数の数的安定性はよく言われることだが、山梨県の場合には明治初年から大正中期にかけても安定していたことが確認できる。それゆえ、農村で増加した人口は、農業外に新たな就業を見つけねばなかったはずである。ここで、量的に就業者が増大した産業部門をみると、「卸売業・小売業」や「サービス業」、「公務」といった第三次部門の伸びが顕著である。この中で注意しなければならないのは「家事使用人」であり、明治12年の調査では、単身で外国からきた住み込みの家事使用人が調査対象から多くが落ちていると判断され、数字が過小であると考えられる必要がある。

第三次部門に比べて、製造業の就業者数の伸びは大きいとは言えず、22%の増加に過ぎない。ここで、製造業に焦点を絞ってみると、明治12年の時点で、製造業の男女別構成は非常にアンバランスであったことが分かる。女性の方が男性の10倍近く製造業で働いており、就業は繊維工業に集中し、女性の場合には副業的な就業が多数を占めていた。明治初期の工業は、「家庭内職」あるいは「家内工業」として、女性を中心に展開していたのである。しかし、その後の40年の間に、男性の製造業での就業は4倍以上に増加したが、女性の製造業就業は減っている。工業化初期の40年の間に、なぜ、このように変わったのか。また、製造業の就業構造はどのように変わったのか。

(2) 本業と兼業

明治12年の、本業と兼業（もしくは副業）の関連を分析してみよう。（表5）

明治12年の数字をみると、42.5%が何らかの兼業に従事している。このうち、女性は過半数（53.3%）が兼業に従事しているが、男性の場合には31.8%と少なくなる。本業の部門別に分ければ、農業が48.7%の兼業率であるが、農業以外では23.7%に過ぎない。（なお、その中で「織物」の兼業率が高い。）ただし、これにさらに兼業部門別の数字を組み合わせるならば、兼業には非常に大きな偏りのあることが分かる。男子の場合には農業者の兼業比率は35.6%であるが、女性の場合には66.4%と二倍近くに増える。また、農業以外では男の兼業率は7.6%と非常に低いが、女では29.8%に増える。兼業の部門を見ると、農業の男子の場合には養蚕、工業、商業と多くの部門に広く分布しており、工業においても繊維部門は多くを占めていない。しかし、女性の場合には繊維部門と養蚕に集中してい

表5 『甲斐国現在人別調』による兼業の構造（山梨県・明治12年）

	兼業者の本業									農業者比率 男女計	兼業構成比 男女計
	農作			農作以外			合計				
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
農業等	12,009	4,319	16,328	198	9,863	10,061	12,207	14,182	26,389	61.9	24.1
養蚕	11,129	4,205	15,334	195	9,857	10,052	11,324	14,062	25,386	60.4	23.1
林業・狩猟業	2,785	69	2,854	15	75	90	2,800	144	2,944	96.9	2.7
漁業	214	0	214	25	0	25	239	0	239	89.5	0.2
鉱業	17	0	17	0	0	0	17	0	17	100.0	0.0
建設業	4,064	0	4,064	17	0	17	4,081	0	4,081	99.6	3.7
製造業	7,548	49,863	57,411	151	3,701	3,852	7,699	53,564	61,263	93.7	55.8
○縫針	0	30,164	30,164	0	1,622	515	0	31,786	31,786	94.9	29.0
織物等	1,166	18,401	19,567	13	2,009	2,022	1,179	20,410	21,589	90.6	19.7
製糸（製造主、雇を含む）	37	1,018	1,055	3	229	232	40	1,247	1,287	82.0	1.2
機織（織元、雇を含む）	40	3,310	3,350	1	417	418	41	3,727	3,768	88.9	3.4
木綿糸採	25	2,004	2,029	0	101	101	25	2,105	2,130	95.3	1.9
○機織	0	6,100	6,100	0	741	741	0	6,841	6,841	89.2	6.2
○木綿糸採	0	3,508	3,508	0	328	328	0	3,836	3,836	91.4	3.5
卸売業、小売業	7,872	299	8,171	713	92	805	8,585	391	8,976	91.0	8.2
金融保険業	384	5	389	32	0	32	416	5	421	92.4	0.4
運輸通信業	2,639	71	2,710	50	11	61	2,689	82	2,771	97.8	2.5
サービス業	1,331	33	1,364	109	20	129	1,440	53	1,493	91.4	1.4
家事使用人	2	11	13	0	2	2	2	13	15	86.7	0.0
その他の個人サービス業	294	17	311	60	16	76	354	33	387	80.4	0.4
専門サービス業	1,001	3	1,004	41	0	41	1,042	3	1,045	96.1	1.0
その他のサービス業	34	2	36	8	2	10	42	4	46	78.3	0.0
公務	1,061	2	1,063	40	0	40	1,101	2	1,103	96.4	1.0
総計	39,924	54,661	94,585	1,350	13,762	15,112	41,274	68,423	109,697	86.2	100.0
就業者計	112,067	82,292	194,359	17,698	46,127	63,825	129,765	128,419	258,184		
兼業者比率	35.6	66.4	48.7	7.6	29.8	23.7	31.8	53.3	42.5		

兼業者の本業の産業分類については、組み替えが不可能なので、原資料のままである。

る。また、農業以外でも女子の兼業はやはり繊維部門と養蚕に集中しており、特に繊維を本業とし別部門の繊維を兼業とするパターンが多い。なお、農業以外の部門を本業とし、農業部門を兼業とする者は養蚕以外には皆無に近い。

農家の場合には、男性の三分の一が多様な職業を兼業としており、女性の三分の二が繊維部門と養蚕を兼業としていた。それ以外の職業にあつては男性の兼業化率は低い。農業以外の女性の兼業率は30%程度に過ぎないが、兼業パターンは農家女性と変わらなかった。

産業部門ごとに見ると、「農業」と「サービス業」以外は、本業者よりも兼業者の方が多い。兼業者が本業者の倍以上存在しているのが、「林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「金融保険業」であり、「製造業」と「卸売業、小売業」も兼業者の方が本業者よりもやや多い。兼業者の86.2%は農業者であり、専門化した農業外本業者の数を上回って、農家の農外兼業者が存在していた。農家の女性は、養蚕、製糸、織物を兼業とし、農家の男性はそれ以外の諸業を兼業とする、このような分業構造が作られ、農家の多就業構造が地域の産業を支えていた。

1920年には、兼業構造がどのように変化しているか。残念ながら、本業と副業のクロス集計は存在していない。表6は副業部門別就業者数、表7は本業部門別の副業就業者数であり、ここから推定してみたい。まず、農業本業者の副業率は63.8%と農家以外の者と比べてかなり高い。また、明治12年と異なるのは、男性の副業率の方が女性の副業率よりも高くなっていることである。これは、農業についても非農業についても当てはまる。ただし、これは本業者に限つての話であり、「本業なき従属者」の場合には女性の副業者が圧倒的に多くなるが、表6から判断する限り上記の動向は変わらないだろう。

副業を産業部門ごとに見るならば、農業部門が圧倒的に多く、全体の81%を占めている。農業部門の副業は、ほとんどが農家（農業本業者）によって行われると推測できる。すなわち、養蚕を初めとした商品作物や農産加工が農家の兼業・副業の多数を占めていると推定できるのであり、明治初めの兼業・副業とは様変わりしている。農家の兼業が他の産業を産出するものではなく、農業内で兼業・副業が完結する傾向が強まっていると推測することができる。なお、繊維工業の副業者は多いが、明治12年と比較すると量的には少なくなり、農業以外の諸産業の専門分化が40年の間に進行したことが分かる。

(3) 就業者の性別・年齢別構成

明治12年と大正9年の二時点について、5歳階級で男女別、年齢階級別の就業率変化をグラフ化してみた。(図1, 図2) これは、本業者についてのものである。

明治12年について興味深い発見は、女性についてM字カーブが全く検出されないことである。男性も女性も15歳から職業生活が始まり、50代まではすべての人間が就業する。50代からの就業率の低下が女性の方が若干早く始まるが、それ以外には男女差はほとんどなく、100%に近い高原状態でカーブが推移する。1920年になると、男女の就業率曲線が分離し、女性の曲線が20ポイントほど低く位置するが、M字状態にはならない⁽¹⁵⁾。

表6 副業部門別に見た副業者数 (1920年・山梨県)

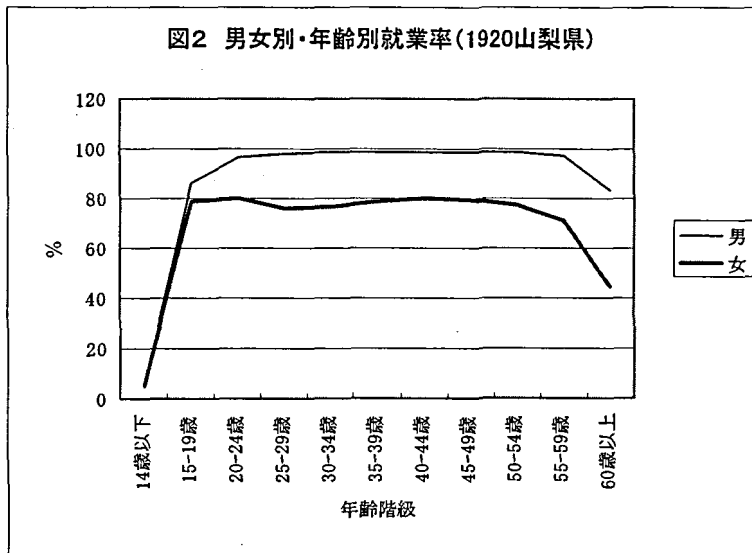
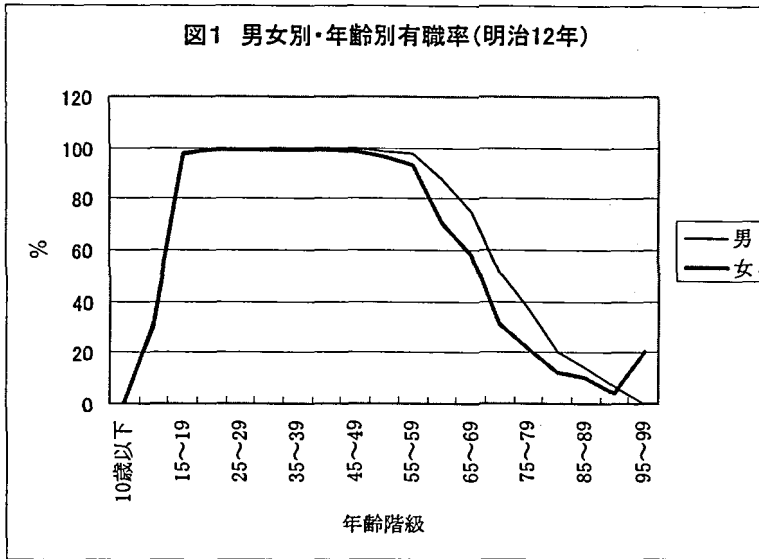
	本業者で副業のある者			本業なき従属者で副業ある者			副業者合計		
	総計	男	女	総計	男	女	総計	男	女
農業、畜産、蚕業	120,670	72,076	48,594	4,213	126	4,087	124,883	72,202	52,681
林業(狩猟業を含む)	2,387	2,063	324	31	7	24	2,418	2,070	348
漁業	209	200	9	1	1	0	210	201	9
鉱業	57	57	0	3	0	3	60	57	3
建設業	1,924	1,923	1	2	0	2	1,926	1,923	3
製造業	9,785	6,985	2,800	2,407	23	2,384	12,192	7,008	5,184
繊維工業	5,171	3,630	1,541	1,491	9	1,482	6,662	3,639	3,023
瓦斯、電気、天然力利用に関する業	42	42	0	0	0	0	42	42	0
卸売業、小売業	6,438	5,619	819	245	6	239	6,683	5,625	1,058
金融・保険業	310	287	23	3	0	3	313	287	26
運輸・通信業	1,666	1,626	40	2	0	2	1,668	1,626	42
サービス業	827	627	200	97	0	97	924	627	297
公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の有業者	2,076	1,558	518	22	0	22	2,098	1,558	540
総計	146,391	93,063	53,328	7,026	163	6,863	153,417	93,226	60,191

大正九年国勢調査報告より作成。本業者には、世帯員カテゴリーの「家事使用人」を含む。

表7 本業者の副業率 (1920年・山梨県)

	本業者			うち副業ある者			副業率		
	総計	男	女	総計	男	女	総計	男	女
農業、畜産、蚕業	193,714	105,705	88,009	123,593	78,386	45,207	63.8	74.2	51.4
林業(狩猟業を含む)	2,437	2,006	431	684	640	44	28.1	31.9	10.2
漁業	108	102	6	49	49	0	45.4	48.0	0.0
鉱業	426	405	21	41	41	0	9.6	10.1	0.0
建設業	6,336	6,326	10	1,538	1,534	4	24.3	24.2	40.0
製造業	56,049	19,720	36,329	10,990	4,446	6,544	19.6	22.5	18.0
繊維工業	37,490	5,361	32,129	7,086	1,190	5,896	18.9	22.2	18.4
瓦斯、電気、天然力利用に関する業	1,248	1,243	5	134	134	0	10.7	10.8	0.0
卸売業、小売業	18,687	13,552	5,135	4,724	3,833	891	25.3	28.3	17.4
金融・保険業	950	874	76	203	188	15	21.4	21.5	19.7
運輸・通信業	5,945	5,669	276	1,325	1,306	19	22.3	23.0	6.9
サービス業	18,579	8,760	9,819	1,807	1,473	334	9.7	16.8	3.4
公務	4,711	4,507	204	743	734	9	15.8	16.3	4.4
その他の有業者	3,145	1,871	1,274	369	273	96	11.7	14.6	7.5
無業者	4,476	2,328	2,148	189	26	163	4.2	1.1	7.6
総計(無業者を含む)	316,811	173,068	143,743	146,389	93,063	53,326	46.2	53.8	37.1

大正九年国勢調査報告より作成。



このような就業率曲線の変化は何を意味しているであろうか。ここで、明治12年の職業分類に見られる曖昧性を想起してみたい。「余業」という言葉で表現した「○」のついた職業は、家事の中で、もしくは家事の片手間として行われるものであり、今日の考え方では「職業」と「家事」の境界に位置している。このような境界的カテゴリーの職種として、典型的なものは「○縫針」であり、これに対応するものは1920年の国勢調査分類には存在しない。生活自体が農業を足場とした生業的多就業状態で営まれており、「収入を伴うもの」という今日の有業状態の定義が、このような状態における人々の仕事の状態を見るためには不適切であると言える。『甲斐国現在人別調』においては、男と女の実業率曲線が

100%に近い水準で高原状に推移して行くが、これは「家事」と「仕事」が未分化ゆえに生じた状態であると考えうる。1920年になると、女性の就業率曲線はM字を描かないものの、男性よりは20ポイントも低くなる。40年の間に、「家事」と「仕事」の分離は進行したのである⁽¹⁶⁾。

5. おわりに

本稿では『甲斐国現在人別調』と第1回国勢調査を使って、近代初期における内陸地域の就業構造を二時点で比較した。最初は、めざましい工業化の進展が数字の上で現れるのではないかと予測したが、あまり明確な傾向は現れてこなかった。農業就業者数はほとんど変わらず、増加人口は非農業に向かっているが、就業者の増加率は人口増加率を下回っている。また、製造業の就業者数は増加しているが増加率は22%にすぎず、卸売業・小売業（150%増加）や運輸通信業（208%増加）、サービス業（391%増加）の方が高い増加率を示している⁽¹⁷⁾。

ここでは2つの調査結果を揃えるように努力したが、しかし、一致させることは不可能なことである。両調査の調査方法や「職業分類」のずれは完全に埋まらないからであり、40年の変化として検出したものが見せかけに過ぎない可能性もある。しかし、調査方法や「職業分類」のずれが、実態の変化を反映している可能性はある。先に「農業以外の諸産業の専門分化」ということを述べたが、生業的多就業構造の変化、農業からの諸産業の分立、家事と仕事の分離、このような変化を2つの調査は映し出しているとみることも出来るのである。

註

- (1) 例えば、全国をカバーした明治初頭の経済統計の代表として、『明治七年全国物産表』とより不完全な『明治六年全国物産表』を挙げることができる。貴重な資料であるが、府県ごとに統一した分類基準で集計されているわけではない。
- (2) 報告書は、統計院編纂『甲斐国現在人別調』（1882）として刊行された。なお、1979年に復刻版が芳文閣から出版されている。本稿では復刻版を使用した。
- (3) 組み替えに当たっては、次のものに準拠した。総理府統計局『産業別就業者の時系列比較（大正9年国勢調査～昭和45年国勢調査）』（1973）なお、総理府統計局の組み替えでは産業小分類までを対象にしているが、本稿の組み替えは、集計様式の関係で産業中分類までを原則としているので、統計局の数字と食い違う場合がいくつかある。
- (4) 三瀧信邦『経済統計分類論』（1983,有斐閣）pp.100-102
- (5) 調査日を10月1日に設定したのも、移動の少ない時期を選んだという事情がある。

- (6) 「媒介周旋業」は「売買媒介業」、「周旋業」、「興信業」の3小分類に区分される。最初のもは「卸売業、小売業」に入るが、後二者は「サービス業」となる。このように中分類が現在の複数の産業大分類に分類している場合には、数的に優位な産業大分類に所属させた。「旅宿、飲食店、浴場業等」についても同様に処理した。
- (7) 不動産業は小分類「周旋業」の中に含まれる。本稿の組み替えでは「卸売業、小売業」に入っている。
- (8) 職業不詳の者は2,063人であるが、その内訳は1,553人が「行方不明」、850人は「他所にいる者」となっている。行方不明者はほぼ全員が、他国に出寄留している者は62%が職業不明である。
- (9) この時に太政官製表課で調査に携わった高橋二郎は、このようになった事情を次のように説明している。「当時戸籍局の人口調は本籍人口のみなるが此度の調は寄留にても一家を為すものは皆其地に入るることとし大旨現在人口と云ふこととせしは新生面を開きたる所なれども所帯を成さざる奉公人の類を本地に入れたれば欧州の所謂事実人口にはあらず結局常住家族的人口と云ふべきものなり 本籍及寄留の戸籍帳を基礎としたるものなれば亦止むを得ざることなり」(高橋二郎「明治十二年末甲斐国現在人別調顛末」『統計学雑誌』第228~229号,1905:『明治・大正期スタチスチック雑誌統計学雑誌論文選集』1979,日本統計協会に収録。)
- (10) 数字は、「養蚕主」、「養蚕及手伝」、「同雇」、「育蚕社役員及雇」の合計値である。数の中には「一人前に足らざる者」をも含めている。
- (11) 「湯のし職」、「洗濯」は、今日の分類では「サービス業」に組み換えるべきであろう。しかし、第1回国勢調査の職業小分類「湯熨斗、浸抜、洗張、洗濯業」は中分類では「繊維工業」に含まれている。それゆえ、ここでは特に組み換えを行わない。
- (12) 「ペンキ塗師」も今日では「サービス業」になるが、第1回国勢調査の職業中分類では「土木建築業」に入っているので、「建設業」に含める。
- (13) 会社の固有名詞が出ているものについては、社名と並び方から金融業と判断した。
- (14) 「貸家業」は「不動産業」か「サービス業」に組み入れるべきであろうが、第1回国勢調査の「媒介周旋業」を「卸売業、小売業」に入れたのでこのようにした。
- (15) 高橋桂子によれば、1920年国勢調査の女子就業率（本業者に限る）の年齢曲線を道府県と比較してみると、多くの県は台形状になるが、大都市を含む府県になるとM字型に近づいて来るといふ。ただし東京のグラフを見る限り、非常に緩いM字型である。注目すべきは、平均労働力率の府県間格差が大きいことであり、最高の茨城県で76.2%、最低の東京では25.2%に過ぎない。(高橋桂子「在来産業と女子労働」中村隆英編『日本の経済発展と在来産業』1997,山川出版社 pp.96-120)
- (16) 第1回国勢調査の「職業分類」は、ベルション(J. Bertillon)の職業分類案に影響を受けていると言われている。興味深いことに、ベルションは中分類の中に「収入によって生活する者」と「家事」というカテゴリーを用意し、後者についてはさらに、「家事に勤務する家族(妻等)」、「門番等」等の小分類を設定している。妻の家事と家事使用人の仕事を同質的に見ているわけで

あり、第1回国勢調査における「家事使用人」の分かりにくい扱いもこの辺に原因がありそうである。1923年以降になると、産業と職業は明確に分離され、「家事」も仕事の範疇からは追い出される。ベルションの分類については、次の論文を参照した。坂本敦「職業分類の比較研究」『統計集誌』第364号～第373号,1911（『明治・大正期統計集誌論文選集』1980,日本統計協会に収録。）

- (17) 最大の蚕糸県となった長野県の場合はどうであったか、興味深いところである。